



1 災害廃棄物への対応

災害廃棄物とは、地震、台風、大雨などの大規模な自然災害によって発生した廃棄物のことです。

近年では毎年のように台風や大雨による大規模な災害が起きています。

発災直後は人命救助や避難所の開設など被災者支援が第一に考えられますが、一定時間経過後には市民の片付けや復旧に対応できるよう、災害廃棄物の仮置場の開設やその広報など災害廃棄物の処理のための体制を構築しなくてはなりません。

大規模な災害により多量に発生する災害廃棄物の処理には大きな労力を必要とします。そのため、少しでも円滑に対応できるよう平常時の備えが重要です。

市では発災後、速やかに行動を起こせるよう人材育成、教育訓練、啓発を継続して実施していきます。

ここでは、本市が策定している災害廃棄物等処理計画に記載している事項のうち、特に発災初動期の仮置場の設置や災害廃棄物の分別の重要性などについて示します。

(1) 横須賀市災害廃棄物等処理計画の策定

本市では、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として「横須賀市地域防災計画」を策定し、それを補完する個別計画として「横須賀市災害廃棄物等処理計画」を策定しています。

大規模な地震災害や風水害が発生した場合に災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図り、災害時の市民の生活環境を確保することを目的として、災害時の災害廃棄物の収集、運搬、処理に係る基本方針、実施体制を定めたものです。

この計画は定期的に見直し、市民、事業者等へ啓発を行うことで災害時における実効性を高めていきます。

コラム

災害廃棄物って何ごみ？ り災ごみとは

災害廃棄物は事業活動によって生じた廃棄物ではありませんので、産業廃棄物ではなく一般廃棄物になり、処理責任は市町村が負います。

なお、「り災ごみ」は「り災（届出）証明書」や「り災事実現認書」が必要になりますが火災、風水害などにより被害を受けた一般住宅から排出されるごみで、市が収集・処分するものです。

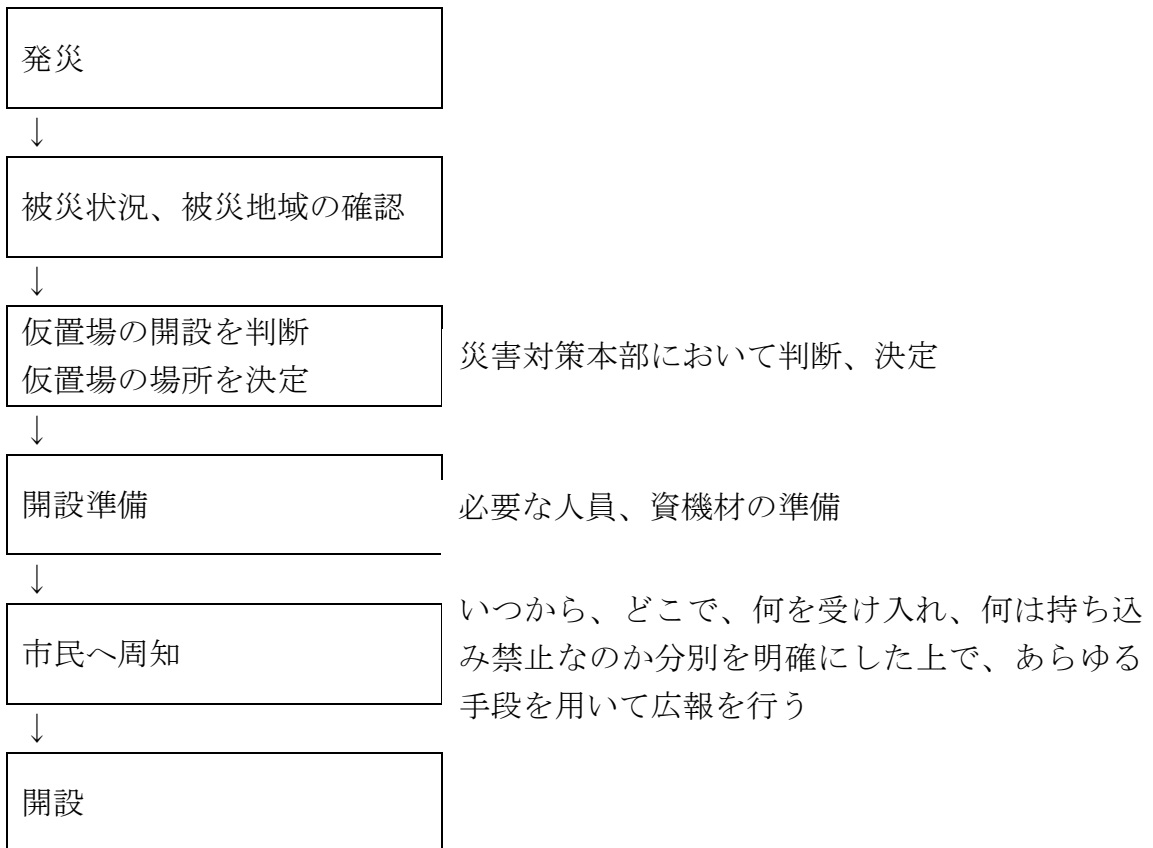
(2) 災害廃棄物の仮置場

大規模な災害が発生し、多量の災害廃棄物が発生する場合は、市内に仮置場を開設します。

仮置場は市民が自ら、もしくはボランティア等が災害廃棄物を持ち込む場所です。

本市では市内に仮置場の候補地を選定しています。被災した地域や被災状況などを考慮し、速やかに開設できるよう努めます。

① 仮置場の開設



コラム

仮置場とは

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所のことです。



② 仮置場の運営

仮置場では、持ち込まれた災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながり、その結果、災害から一日も早い復旧復興につながります。

仮置場に持ち込めるのは、災害により発生したごみです。生ごみなど4分別のごみは受け入れません。

◆仮置場の分別配置イメージ

実際の仮置場では下図のように災害廃棄物を分別して受け入れます。(分別配置は例です。災害の種類や規模、仮置場の場所によって変わります。)

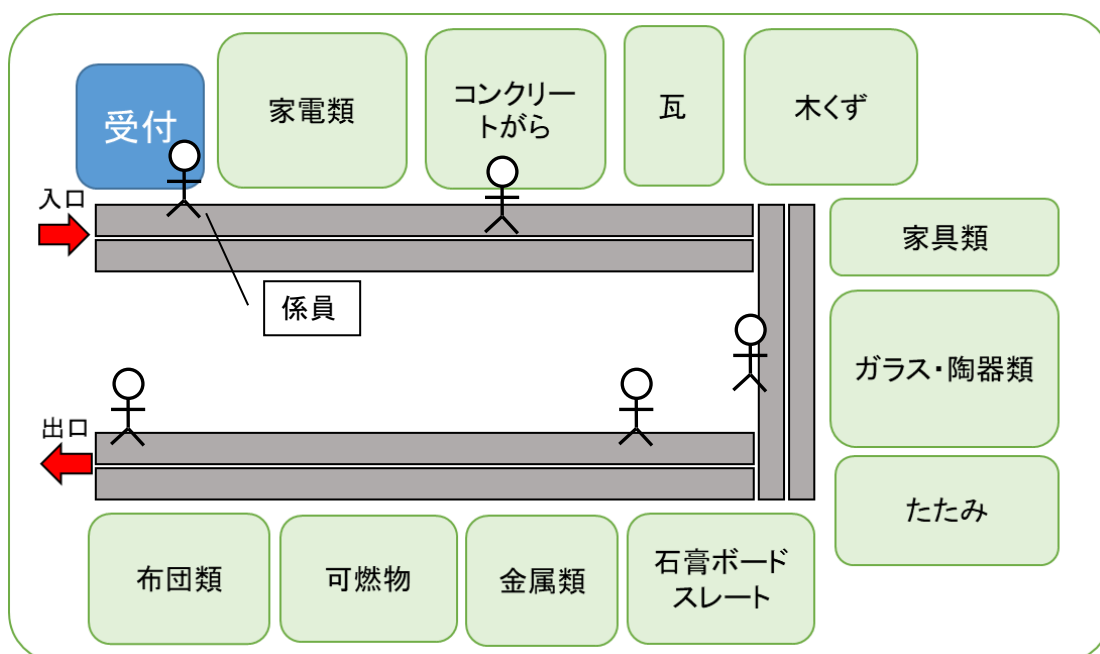


図5-1 仮置場の配置図例

コラム 災害廃棄物の発生量

令和元年の台風15号、19号により千葉県で発生した災害廃棄物の量は約39万トンで、横須賀市の1年間のごみ総排出量のおよそ3年分の量になります。

平成28年の熊本地震では約289万トンで横須賀市での22年分の量になります。

③ 市民等への広報、周知

市は仮置場開設の準備が整い次第、被災者に対していつから、どこで、何を受け入れるか、何は持ち込み禁止なのか、分別等を明確にした上で、広報を行います。

また、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンター等を通じて、同様の情報を周知します。

i) 広報する内容

- ・分別方法
- ・仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・仮置場の案内図、配置図
- ・仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物等）
- ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）

ii) 広報の手段

- ・チラシ配布
- ・広報車
- ・防災行政無線
- ・コールセンター
- ・避難所等への掲示
- ・ホームページ、SNS
- ・テレビ、ラジオ等

コラム

仮置場への便乗ごみ

仮置場には、直接災害とは関係のないテレビや洗濯機等の廃家電、自転車等の便乗ごみが持ち込まれることがあります。これらは災害廃棄物処理のための国の補助金の対象とはなりません。

熊本地震では、家庭に退蔵されていたブラウン管テレビが多量に仮置場へ搬入され問題となりました。仮置場へ持ち込めるのは災害により発生したごみです。

仮置場の適切な運営は、災害からの速やかな復興につながります。

仮置場へ持ち込みの際は、市からの案内を確認の上、対象となるごみを持ち込んでいただくよう、ご理解ご協力をお願いします。

◆仮置場案内チラシのイメージ

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い
年 月 日

災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内

台風○号により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ
家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 家電類
- ② コンクリートがら
- ③ ガラス・陶器類
- ④ 可燃物
- ⑤ 瓦
- ⑥ 金属類
- ⑦ たたみ
- ⑧ 家具類
- ⑨ 木くず
- ⑩ 石膏ボード・スレート
- ⑪ 布団類

【持込できないごみ】

- 普段、収集している燃せるごみ(生ごみ)、不燃ごみ、容器包装プラスチック、缶・びん・ペットボトルは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

■仮置場では、誘導員の指示に従って決められた場所に置いてください

※裏面をご覧ください

場所：○○仮置場
開設期間：○月△日(金)まで
開設時間：9:00～16:00

【問合せ先】横須賀市 資源循環政策課 電話822-8419

表面

【○○仮置場案内図】

【○○仮置場の分別配置図】 ※誘導員の指示に従ってください

入口 → 受付 → 家電類 → コンクリートがら → 瓦 → 木くず → 家具類 → ガラス・陶器類 → たたみ → 布団類 → 可燃物 → 金属類 → 石膏ボードスレート → 出口

裏面

(3) 協力、支援体制の構築

本市では災害時、相互に支援を受けることができるよう県や近隣自治体、関係団体と協定を結んでいます。

また、国や県では速やかに連携できるような体制を構築しています。

① 本市が締結している協定

- i) 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理等に関して廃棄物処理に関する団体との協定
- ii) 仮設トイレの設置の協力に関する協定
- iii) 神奈川県、県内市町村との相互応援協定
- iv) 横須賀三浦地域（鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）における相互援助協定

② 支援、連携の体制

i) 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

環境省の関東地方環境事務所が事務局を務め、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）において災害時に都県域を超えた連携、協力体制を構築することを目的とする協議会です。

令和元年度の台風により被災した千葉県へ支援チームを派遣し、横須賀市職員も支援に参加しました。

ii) D. Waste-Net

災害廃棄物処理支援ネットワークの略称。環境省、地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、大規模災害時の災害廃棄物の処理体制として設置されています。

iii) 環境省の災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害廃棄物の処理を円滑に進めるため災害対応の実務に精通した全国の自治体の職員をリスト化し、新たな被災地に派遣する制度です。

コラム

横須賀市の支援

令和元年の台風 15 号、19 号により被災した東京湾対岸の近隣自治体に対して、災害廃棄物の収集運搬、処理等の支援を行いました。

東京湾フェリーを利用して、ごみ収集車・職員を被災自治体の災害廃棄物仮置場に派遣し、主にふとん等の可燃ごみを収集して横須賀市南処理工場に運搬し、焼却処理をしました。

コラム 大規模災害時のこころがけ（市民の方へ）

発災後、3日間は集積所へごみが出せません。

4日目からは、生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品は出せるようになります。（災害の規模や状況により、ごみが出せるようになるまでに日数は異なります。）

コラム 災害でごみが増える

令和元年の台風では横須賀市でも被害が出ました。

仮置場は設置していないため、明確な災害廃棄物の数量は把握できませんでした。前年と比較して粗大ごみが689トン、燃せるごみも1,649トン増加しました。

減量化、資源化を推進している中でも災害のためにごみ量が増えてしまうことはありますが、減量化、資源化の流れは継続しているものと考えています。

コラム 災害、防災に関する計画について

それぞれの計画については、以下のURLを参照ください。

横須賀市地域防災計画

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0525/bousainavi/torikumi/keikaku/tiikibousaikeikaku.html>



横須賀市災害廃棄物処理計画

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4105/keikaku/saigaihaikibutuukeikaku.html>





2 新型コロナウイルス等感染症対策への対応

新型コロナウイルス等の感染症の感染が拡大した場合にごみを排出する際の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について示します。

(1) 一般廃棄物処理等事業に関する事業継続計画 (Business Continuity Plan (BCP)) の策定

事業継続計画 (BCP) とは災害など業務の継続を阻害する出来事が発生することに備え、あらかじめ準備しておくことや、出勤できる職員数が限られている状況下であっても、最低限継続しなければならない業務を行うための方策等を定めたものです。

BCP は実効性を維持、向上させるために内容の点検を行い、必要に応じて改定していきます。

横須賀市では平成 21 年に新型インフルエンザ対策のため、廃棄物処理にかかる BCP を策定し、令和 2 年の新型コロナウイルス対策においても、この計画をもとに廃棄物の適正処理や業務の体制を整備しました。

また、BCP は大規模災害時においても、業務体制や施設の稼働維持等のために重要です。

(2) 排出される廃棄物の種類と特徴

一般家庭や事業所 (医療関係機関等を除く) からは感染者や感染による自宅待機者等が使用した鼻水や痰等が付着したティッシュペーパーやマスク、おむつ等が排出されます。

これらはごみ集積所に燃せるごみとして排出されます。

(3) 廃棄物の排出・収集・処理の各段階における留意点、対策

① 排出するときの留意点

家庭から感染者が使用したティッシュペーパー等の廃棄物を排出するときは、直接触れず、捨てた後は石けん等を使って手を洗うことが重要です。感染防止策として以下の点に留意することが重要です。

- i) ごみ袋をしっかり縛って封をすること (廃棄物が散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。)
- ii) ごみ袋の空気を抜いて出すこと (収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなるとともに、収集車内での破裂を防止できます。)
- iii) 生ごみの水切りをすること (外出自粛を受けて家庭からの廃棄物が増加しがちになりますので、その量を減らすことができます。)
- iv) 市の分別、収集ルールを守り廃棄物の減量に努めること

② 処理等における留意点

廃棄物の収集、運搬、処分などの廃棄物処理に係る感染防止策としては、以下の対策が有効であるので、作業内容に応じて適切に対策を講じる必要があります。

- i) 手袋、マスクその他の个人防护具及び肌の露出の少ない作業を着用する。夏季には熱中症に留意し、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの対策を実施すること。
- ii) 作業終了後の手洗い及び手指消毒の実施
- iii) 運搬車両や施設等のうち手や手袋が触れる箇所の清掃及び次亜塩素酸ナトリウムやアルコールを用いた消毒の実施
- iv) 休憩、着替え等の際の3密の回避、換気の実施

コラム

災害発生時、避難所でのごみの捨て方について

新型コロナウイルス等感染症が蔓延している中でも、大雨などの災害が発生し、避難所へ避難することが考えられます。

災害に対する不安だけでなく、感染症に対する不安を抱きながらの避難になります。

そのような状況下で避難所におけるごみの捨て方について示します。

避難所において、廃棄物処理に対する感染症対策が適切に実施されるよう、ご理解ご協力をお願いします。

1 ごみ袋の口はしっかりと縛ってください！

使用後のマスクや鼻水等が付着したティッシュペーパー等は直接触れることがないように、世帯ごとにごみ袋に入れ、袋の口をしっかりと縛り、散乱しないようにしてください。また、マスクなどのポイ捨てはやめてください。

2 ごみ袋で出す場合は空気を抜いて出してください！

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車での破裂を防止できます。

3 避難所のごみの分別ルールを確認してください！

ごみや資源物の分け方、出し方が普段と異なる場合があります。

弁当容器は避難所のルールに従って、容器、残飯、箸などを分別し、ペットボトルのキャップ、ラベルは外してください。

4 ごみを捨てた後は、手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒をしてください！

これらにご協力いただくことより、ごみからの感染を防ぐことができます！

令和2年の新型コロナウイルス流行時には、以下のような対応を取り感染リスクの低減を図りました。

- ごみ収集職員の感染防止対策

通常、資源循環久里浜事務所の1か所であった収集の拠点を横須賀ごみ処理施設との2か所に分けました。作業員の更衣室や出入り口も重ならないように時間調整するなどの工夫をしました。

また、環境省の作成したチラシを配布し、注意喚起を行いました。(49ページ参照)

- 市民への啓発

マスクやティッシュペーパー等の捨て方についてホームページ等で啓発を行いました。

また、PCR検査受診者に対して、医療機関の協力のもとマスク等の捨て方のチラシを配付しました。(50ページ参照)

- 事務室での対応

マスクの着用、机間やカウンター上の仕切りの設置など感染予防に努めました。

- リサイクルプラザでの対応

リサイクルプラザでは缶、びん、ペットボトル等を手作業で選別しています。

作業の際は、作業員の班分け、さらに作業員同士の間隔を空けて感染予防に努めました。

◆ごみ収集職員へ配布したチラシ

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前・作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

**健康管理・
体調把握の実施**

十分な睡眠をとる等の健康管理や定期的な体温測定による体調把握を実施してください。

3つの密の回避

着替え時等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気しましょう。

手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用

作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。

肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用

作業着は、露出した肌へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。

POINT 02.

—— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと ——

素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の脱着時に素手で手袋の外面や裏に触れないよう注意しましょう。

こまめに消毒

作業の合間に、機会を身つけてアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。

車の換気（窓開け）

作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を確保しましょう。（複数人乗る場合には必ずマスクを着用）
※気温や湿度の高いときには換気にも十分気をつけましょう。

休憩の際の3つの密の回避

休憩時は、屋内・車内の場合には窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話を控えましょう。

POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう！

車両の消毒・洗浄

消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。
(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

運転席の消毒

ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。

スマホ、タブレット等の消毒

持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。

手洗いの徹底

帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗いと必要に応じて洗濯を行います。

着替え時等の注意

作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返ししながら、脱いだ作業着は洗濯しましょう。洗濯エシヤワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



環境省
Ministry of the Environment

2/2

◆マスク等の捨て方チラシ

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、『**ごみに直接触れない**』『**ごみ袋はしっかりと縛って封をする**』そして『**ごみを捨てた後は手を洗う**』ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いつはいいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりと縛ります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりと縛って封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省



環境省公式HP

「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「紙パック」の出し方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いがある方が使用した「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「紙パック」は、感染する力がなくなるとされる期間が3日程度であることなどを踏まえて、1週間程度待ってから排出していただくようお願いいたします。

【参考】
厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」における「新型コロナウイルスについて」の問1『「新型コロナウイルス」とはどのようなウイルスですか。』では、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。」とあります。

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#02-1

横須賀市資源循環部資源循環政策課